

公示送達書

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

書類については、同条第 2 項の規定により魚津市総務部税務課に保管していますので、該当者の申出があり次第いつでも交付します。

なお、公示した日から起算して 7 日を経過したときは同条第 3 項の規定により書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 6 月 30 日

魚津市長 村椿



	年度	税 目	期別	書類名	氏 名
1	8	固定資産税	1	督促状	亡 猪股 彌一郎 相続財産
2	8	固定資産税	1	督促状	亡 川上 モリ 相続財産
3	8	固定資産税	1	督促状	亡 田村 ヤエ 相続財産
4	8	固定資産税	1	督促状	株式会社 クボタマシン
5	8	固定資産税	1	督促状	有限会社 グリーン開発商事 外共有
6	8	固定資産税	1	督促状	山沢 みよ子
7	8	固定資産税	1	督促状	亡 上岸 スミ子 相続財産
8	8	固定資産税	1	督促状	亡 吉野 やよい 相続財産
9	8	固定資産税	1	督促状	亡 島倉 弘春 相続財産
10	8	固定資産税	1	督促状	アンドリュウ・ワーナー・スタイン
11	8	固定資産税	1	督促状	林 敏一
12	8	固定資産税	1	督促状	林 敏一 外
13	8	固定資産税	1	督促状	田中 香菜子
14	8	固定資産税	1	督促状	大本 淑子(大本 末子 様分)
15	8	固定資産税	1	督促状	有限会社 アイネット・コンサルティング
16	8	市県民税森林	1	督促状	全 明宇
17	8	市県民税森林	1	督促状	佐藤 重隆
18	7	固定資産税	2	督促状	長山 久子
19	7	固定資産税	3	督促状	長山 久子
20	7	固定資産税	4	督促状	長山 久子
21	8	軽自動車税		督促状	田中 香菜子
22	8	軽自動車税		督促状	田中 将司
23	8	軽自動車税		督促状	平井 滉也
24	8	軽自動車税		督促状	NGUYEN BA TUYEN
25	8	軽自動車税		督促状	佐久間 浩史
26	8	軽自動車税		督促状	高山 達矢
27	8	軽自動車税		督促状	東 航平
28	8	軽自動車税		督促状	井原 利成
29	8	軽自動車税		督促状	関口 和幸
30	8	軽自動車税		督促状	牧 真澄
31	8	軽自動車税		督促状	高橋 拓馬
32	8	軽自動車税		督促状	野原 立樹
33	8	市県民税森林		納税通知書	安田 翔
34	8	市県民税森林		納税通知書	河西 義孝
35	8	市県民税森林		納税通知書	中田 道宏
36	8	市県民税森林		納税通知書	NURBAETI
37	8	市県民税森林		納税通知書	NGUYEN DUC KHANH
38	8	市県民税森林		納税通知書	EKA DANDY KURNIAWAN
39	8	市県民税森林		納税通知書	全 明宇
40	8	市県民税森林		納税通知書	安田 翔
41	8	市県民税森林		納税通知書	木村 吉成
42	8	市県民税森林		納税通知書	TRAN THANH THAO
43	8	市県民税森林		納税通知書	大崎 皓太
44	8	市県民税森林		納税通知書	本間 学